

弊社ファンドの特色における分配方針に係る記載の一部変更について

弊社ではフィデューシャリー・デューティーの観点から、目論見書等に記載しているファンドの特色の分配方針をよりわかりやすい記載とするため、分配金額の決定にあたり『信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針』としている追加型ファンドを対象に下記のとおり一部記載の変更を実施します。

記

【対象ファンド】

分配金額の決定にあたって、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針としている追加型ファンドとします。

なお、今般の記載変更はよりわかりやすい記載とするものであり、従来からの分配方針の変更を行うものではありません。対象ファンド(いずれも年1回または2回決算)は、ファンド設定来、信託財産の成長を優先し毎決算時の分配金を0円(分配見送り)または10円程度に抑制してきたファンドです。

【記載変更例(代表例)】(個々のファンドにより記載振りが一部異なる場合があります。)

変更前	見出し	年1回決算を行い収益の分配を行います。
	本文	<p>◆ 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。</p> <p>将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。</p>
変更後	見出し	年1回の決算時に分配金額を決定します。
	本文	<p>◆ 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。</p> <p style="border: 1px solid red; padding: 5px;">分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)</p> <p>将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。</p>

(注)上記において赤字部分は変更箇所を示すもので、目論見書等へは黒字で表示します。

【実施時期等】

当該記載の変更は、4月以降に使用開始する対象ファンドの目論見書から順次実施してまいります。販売用資料、月報等の資料につきましても目論見書の記載変更に合わせて順次変更を実施する予定です。また、対象ファンドの運用報告書を通じて、以前から当該ファンドを引き続き保有されるご投資家のみなさまに対しても、変更した記載内容をお知らせする方針です。

【目論見書以外の資料の対応予定】

<販売用資料>

目論見書の記載の変更に合わせて、特色の分配方針の記載の変更を実施いたします。目論見書と同様に4月以降に使用開始する対象ファンドより対応いたします。

<月報>

目論見書の記載の変更後に新たに発行される月報より、特色の分配方針の記載の変更を行います。

<運用報告書>

目論見書の記載の変更後に作成・交付される交付運用報告書において、新しい目論見書の特色の分配方針の内容を「お知らせ」に記載いたします。(運用報告書(全体版)においても同様の記載をします。)

以上